

## 保存登記

・新築(個人が一戸建の注文住宅を新築したとき)

必要書類	原本・写しの別	備考
住民票(転入手続き後のもの)	どちらでも可	やむを得ず転入手続き前(入居予定)の場合は必要書類が増えます。
3 点 の う ち の い ず れ か ・登記完了証(表題登記) (書面申請の場合など新築年月日の記載がない場合は、表題登記時に受領された登記申請書も加えて必要) ・登記事項証明書 ・確認申請書類一式 (確認済証、検査済証を含む) (表題登記における建築(新築)年月日が検査済証の交付日と異なる場合は、別途建築(新築)年月日が確認できる書類が必要)	どちらでも可	①家屋の所在地 ②家屋番号 ③家屋の種類 ④構造、床面積 ⑤建築(新築)年月日が記載されているもの

追加書類(特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅の場合)

認定通知書	写し	変更の認定を受けた場合は変更認定通知書
-------	----	---------------------

追加書類(併用住宅の場合)

※家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることが条件

面積算定調書 等	どちらでも可	家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることが分かる平面図等
----------	--------	------------------------------------

## 保存登記

・新築後未使用(建売住宅・新築マンションを取得したとき)

必要書類	原本・写しの別	備考
住民票(転入手続後のもの)	どちらでも可	やむを得ず転入手続き前(入居予定)の場合は必要書類が増えます。
3点のうちいずれか ・登記申請書(表題登記) (書面申請の場合など新築年月日の記載がない場合は、表題登記時に受領された登記申請書も加えて必要) ・登記事項証明書 ・確認申請書類一式 (確認済証、検査済証を含む) (表題登記における建築(新築)年月日が検査済証の交付日と異なる場合は、別途建築(新築)年月日が確認できる書類が必要)	どちらでも可	①家屋の所在地 ②家屋番号 ③家屋の種類 ④構造・床面積 ⑤建築(新築)年月日が記載されているもの
5点のうちいずれか ・売買契約書 ・売渡証書 ・所有権譲渡証明書 ・登記原因証明情報 ・登記等を委任する旨の委任状	どちらでも可	

### 追加書類(新築後一年を超える場合)

未使用証明書	どちらでも可	モデルハウス等は年数に関係なく提出
--------	--------	-------------------

### 追加書類(特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合)

認定通知書	写し	変更の認定を受けた場合は変更認定通知書
-------	----	---------------------

### 追加書類(併用住宅の場合)

面積算定調書	どちらでも可	家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることがわかる平面図等
--------	--------	------------------------------------

## 移転登記

・保存登記済で未使用の住宅を取得

必要書類		原本・写しの別	備考
住民票(転入手続き後のもの)		どちらでも可	やむを得ず転入手続き前(入居予定)の場合は必要書類が増えます。
2点のうちいずれか	・登記完了証 (書面申請の場合など新築年月日の記載がない場合は、表題登記時に受領された登記申請書も加えて必要)	どちらでも可	①家屋の所在地 ②家屋番号 ③家屋の種類 ④構造、床面積 ⑤建築(新築)年月日 が記載されているもの
	・登記事項証明書		
未使用証明書		原本	
売買の場合			
5点のうちいずれか	・売買契約書	どちらでも可	
	・売渡証書		
	・所有権譲渡証明書		
	・登記原因証明情報		
	・登記等を委任する旨の委任状		
競落の場合			
2点全て	・代金納付期限通知書(物件目録付き)	どちらでも可	
	・保管金受入手続添付所 等		

追加書類(特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合)

認定通知書	写し	変更の認定を受けた場合は変更認定通知書
-------	----	---------------------

追加書類(併用住宅の場合)

※家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることが条件

面積算定調書 等	どちらでも可	家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることがわかる平面図等
----------	--------	------------------------------------

## 移転登記

・使用されたことのある住宅(中古住宅)を取得

必要書類	原本・写しの別	備考
住民票(転入手続き後のもの)	どちらでも可	やむを得ず転入手続き前(入居予定)の場合は必要書類が増えます。
登記事項証明書	どちらでも可	①家屋の所在地 ②家屋番号 ③家屋の種類 ④構造、床面積 ⑤建築(新築)年月日 が記載されているもの
売買の場合		
4点のうちいずれか	どちらでも可	
・売買契約書		
・売渡証書		
・登記原因証明情報		
・登記等を委任する旨の委任状		
競落の場合		
2点全て	どちらでも可	
・代金納付期限通知書(物件目録付き)		
・保管金受入手続添付書 等		

追加書類(昭和56年12月31日以前に建築されたものの場合)

3点のうちいずれか	・耐震基準適合証明書	どちらでも可	
	・住宅性能評価書	写し	耐震等級が1、2、3のものに限る
	・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証明する書類	どちらでも可	当該家屋の取得の日より前(同日不可)かつ2年以内に締結されたもので、必要条件に適合する保険契約であるもの

## 移転登記

### ・特定の増改築等がされた住宅を取得

必要書類	原本・写しの別	備考
住民票(転入手続き後のもの)	どちらでも可	やむを得ず転入手続き前(入居予定)の場合は必要書類が増えます。
登記事項証明書	どちらでも可	①家屋の所在地 ②家屋番号 ③家屋の種類 ④構造、床面積 ⑤建築(新築)年月日 が記載されているもの
増改築等工事証明書	どちらでも可	「特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例等」のもの
売買の場合		家屋(建物)譲渡額が記載されているもの
売買契約書	どちらでも可	
競落の場合		契約日と取得日が異なる場合は併せて登記原因証明情報等を提出
2点全て ・代金納付期限通知書(物件目録付き) ・保管金受入手続添付書 等	どちらでも可	

### 追加書類(7号工事に要した費用の額が50万円を超える場合のみ)

7号工事に係る既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(「保険付帆証明書」)	どちらでも可	当該家屋の取得の日より前(同日不可)かつ2年以内に締結されたものであって、必要要件に適合する保険契約であるもの
--	--------	---

### 追加書類(昭和56年12月31日以前に建築された家屋の場合)

3点のうちいずれか	・耐震基準適合証明書	原本	
	・住宅性能評価書	写し	耐震等級が1、2、3のものに限る
	・保険付保証明書	どちらでも可	当該家屋の取得の日より前(同日不可)かつ2年以内に締結されたものであって、必要要件に適合する保険契約であるもの

## 抵当権設定登記

・増築(住宅を増築して抵当権の設定登記をするとき)

必要書類		原本・写しの別	備考
住民票(転入手続き後のもの)		どちらでも可	やむを得ず転入手続き前(入居予定)の場合 は必要書類が増えます。
登記事項証明書		どちらでも可	①家屋の所在地 ②家屋番号 ③家屋の種類 ④構造、床面積 ⑤建築(新築)年月日及び増築年月日 が記載されているもの
い ず れ か 1 点	抵当権設定契約証書	どちらでも可	債権が家屋の増築のためであることが確認で きるもの
	金銭消費貸借契約書 等		

## 入居予定の場合

必要書類	原本・写しの別	備考
住民票	どちらでも可	転入手続き前の現住所のもの
申立書	原本	現在入居できない理由等を記入
現住家屋の処分方法を示す書類 (以下参照)	どちらでも可	

### 現住家屋の処分方法を示す書類(例)

現住の家屋が「賃貸」「社宅」「公宅」	「賃貸契約書」「社宅(公宅)決定通知書」「給与明細(家賃天引きがわかるもの)等
現住の家屋(持家)を売却する場合	「売買契約書」「不動産仲介業者等との媒介契約書」等
現住の家屋(持家)を賃貸する場合	「賃貸契約書」「不動産仲介業者等との媒介契約書」等
現住の家屋(持家)に親族等が住む場合	「親族等からの申立書」